（その１）

収支報告書

平成30 年分
（　　開催分）

（ふりがな）　りっけんみんしゅとうほっかいどうだい２くそうしぶ

1 政治団体の名称　立憲民主党北海道第２区総支部

2 主たる事務所の所在地　札幌市北区北２０条西５丁目2-1
LEE北２０条ビル　３０A号室

3 代表者の氏名　鉢呂　吉雄

4 会計責任者の氏名　渡邊　幸一

事務担当者の氏名

干場　隆利

（電話）　011-205-0530

（電話）

（電話）

北海道選挙管理委員会事務局
1.5.28 収受
第　号

1104

受付	審査	システム	照合	公表
済	済	済	済	済

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☑ 政党の支部	☐ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	鉢呂　吉雄
公職の種類（現職・候補者の別）	参議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成30年　7月　7日　から
平成30年　12月　31日　まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	2,008,420
（前年からの繰越額）	0
（本年の収入額）	2,008,420
支　出　総　額	966,861
翌年への繰越額	1,041,559

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	412,920
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	149

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	395,500	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	395,500	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	395,500	

（その５）

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

行番号	交付金を供与した本部又は支部の名称	金　　額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備　　考
1	立憲民主党北海道連合	400,000	H30/7/31	札幌市中央区大通西5丁目8番地	
2	立憲民主党北海道連合	400,000	H30/10/5	札幌市中央区大通西5丁目8番地	
3	立憲民主党北海道連合	400,000	H30/11/9	札幌市中央区大通西5丁目8番地	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	この頁の小計	1,200,000			
	合　　計	1,200,000			

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1	田島央一	103,500	H30/8/3	網走市卯原内4-19	市議会議員	
2	田島央一	166,000	H30/11/7	網走市卯原内4-19	市議会議員	
3	田島央一	126,000	H30/11/21	網走市卯原内4-19	無職	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の寄附	0				
	合　　計	395,500				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	30,000	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	197,193	0	
(4) 事務所費	261,224	0	
小計	488,417	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	88,137	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	390,307	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	390,307	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	478,444	0	
合計	966,861		

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	インパクトドライバー	36,318	H30/12/6	ジョイフルエーケー屯田店	札幌市北区屯田8条5丁目5-1	
2	名刺	75,600	H30/8/13	有限会社祭屋	札幌市西区西野3条7丁目1番48号	
3	名刺	75,600	H30/12/28	有限会社祭屋	札幌市西区西野3条7丁目1番48号	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	187,518				
	その他の支出	9,675				
	合計	197,193				

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	事務所賃料	40,000	H30/8/1	立憲民主党参議院北海道選挙区第1総支部	札幌市北区北２０条西5丁目2-1　LEE北20条ビル30A号室	
2	事務所賃料	40,000	H30/9/4	立憲民主党参議院北海道選挙区第1総支部	札幌市北区北２０条西5丁目2-1　LEE北20条ビル30A号室	
3	事務所賃料	40,000	H30/10/9	立憲民主党参議院北海道選挙区第1総支部	札幌市北区北２０条西5丁目2-1　LEE北20条ビル30A号室	
4	事務所賃料	40,000	H30/11/1	立憲民主党参議院北海道選挙区第1総支部	札幌市北区北２０条西5丁目2-1　LEE北20条ビル30A号室	
5	事務所賃料	40,000	H30/12/28	立憲民主党参議院北海道選挙区第1総支部	札幌市北区北２０条西5丁目2-1　LEE北20条ビル30A号室	
6	損害保険料	11,400	H30/11/6	アルファ・タスク株式会社	札幌市北区北15条西4丁目2-27北15条ビル２F	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	211,400				
	その他の支出	49,824				
	合計	261,224				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					行事・会議費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	43,307				
	合計	43,307				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					渉外費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	交流会費	34,830	H30/11/19	札幌地区連合北区連合会	札幌市北区北35条西5丁目1-12　サンコーポ102	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	34,830				
	その他の支出	10,000				
	合計	44,830				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
					宣伝事業費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	木材他	15,188	H30/7/18	DCMホーマック光星店	札幌市東区北9条東5丁目2番18号	
2	政策ポスター印刷	32,400	H30/8/13	有限会社祭屋	札幌市西区西野3条7丁目1番48号	
3	北区版パンフレット	165,251	H30/11/7	ラクスル株式会社	東京都品川区上大崎2-24-9	
4	リーフレット（新川版）	124,200	H30/11/21	北海道通信印刷株式会社	札幌市中央区北5条西6丁目1番地	
5	ポスター掲示用両面テープ	17,280	H30/11/26	株式会社イシダ	札幌市豊平区平岸4条3丁目1-24	
6	名刺広告料	20,000	H30/11/30	立憲民主党北海道札幌支部	札幌市中央区大通西5丁目8番地昭和ビル	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	374,319				
	その他の支出	15,988				
	合計	390,307				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和1年5月28日

政治団体の名称　立憲民主党北海道第２区総支部

会計責任者の氏名　渡邊　幸一

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

（印）

政 治 資 金 監 査 報 告 書

令和元年５月２０日

立憲民主党北海道第２区総支部
代 表　 鉢呂 吉雄 殿

登録政治資金監査人 杉山一豊
登 録 番 号　　第 １３０９ 号
研修修了年月日　 平成２１年 ６月１２日

１．監査の概要

⑴ 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、立憲民主党北海道第２区総支部の平成３０年にかかる法第１２条１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行なった。

⑵ この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行なった。

⑶ 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行なった結果を報告することである。

⑷ この政治資金監査は、立憲民主党北海道第２区総支部の主たる事務所において行なった。

２．監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

⑴　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保存されていた。

⑵　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

⑶　法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

⑷　法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、存在しなかった。

３．業務制限

立憲民主党北海道第２区総支部と私との間には、法１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　上